

「障害を持つアメリカ人法」における合理的配慮と均等待遇原則

ーアメリカにおける学説を中心にー

早稲田大学 人間総合研究センター招聘研究員 村山 佳代 (008708)

[キーワード] 障害者権利条約、障害を持つアメリカ人法、合理的配慮

1. 研究目的

2006年に国連総会は「障害者の権利に関する条約（以下、障害者権利条約）」を採択した。同条約は、現代社会が非障害者を標準として伸展してきた点を問題視し、障害に基づく差別を禁じるだけでなく（5条2項）、障害者の能力的欠損を補填する配慮措置を講じることを命じ、その不履行を差別と規定している（2条）。条約はこの「合理的配慮」を障害者の権利と捉え、障害者にとっての平等達成の核としている。条約の母法とされている「障害を持つアメリカ人法（Americans with Disabilities Act、以下 ADA）」も同様に合理的配慮を義務付けており、これを請求することが平等保護条項と言われるアメリカ合衆国憲法14修正の下の障害者の権利であると理解されていた。しかし2001年、連邦最高裁はGarrett判決ⁱの傍論において、合理的配慮が14修正に由来するものではないと述べた（531 U.S. 2001: 366-368）。この判示からは、場合によると合理的配慮が均等待遇原則を基調とする伝統的な反差別原則に抵触するというニュアンスさえ見てとれる。しかし、障害者の存在を無視して形成された社会において、障害者が非障害者と同等の立場に立つためには、合理的配慮を請求することが障害者の憲法上の権利とする視点が必要不可欠である。従って、本研究は合理的配慮と伝統的なアメリカの反差別原則の関係性について判例および学説を分析することで、合理的配慮の憲法上の正当性を導き出すことを目的とする。

2. 研究の視点および方法

我が国は、2014年1月に障害者権利条約に批准した。同批准に向けた国内法制度の整備の一環として、内閣府は2013年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）」を制定した（施行は一部の附則を除き2016年4月1日）。障害者差別解消法は条約に倣い、障害に基づく差別を禁じるだけでなく、行政機関に対して障害に基づく合理的配慮を義務付けている（民間事業者に関しては努力義務に留まる）。日本国憲法はアメリカ合衆国憲法の影響を受けており、14条の「法の下での平等」規定はアメリカの判例解釈がそのまま使用されている。従って、将来的に障害者差別解消法の運用に際し、障害に基づく別異取扱である合理的配慮が均等待遇原則を基調とする日本国憲法14条に逸脱するか否かについて、アメリカ同様の議論が生じることが予想される。従って、アメリカにおける合理的配慮と憲法の反差別原則の関係について考察することは、我が国の障害者法制の今後にとって有用であると考え、本研究は、合理的配慮の憲法上の正当性

を肯定する学説とこれを否定する学説に分類し分析することで、憲法上の障害者の権利について検討し、我が国の障害者法制に対して示唆を与える。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理指針に従い、文献の著作権を最大限に尊重して取り扱った。

4. 研究結果

アメリカの司法府は現在まで、合理的配慮を憲法上の障害者の権利と認めていない。この判断に追随し多くの学説は、合理的配慮が属性に基づく別異取扱を要求していることを理由に、伝統的な憲法の反差別原則に逸脱すると捉える（Eichhorn 2002；Schwab and Willborn: 2003；Leonard 2005 ら）。彼らは、合理的配慮が障害者にのみ一方的に有利に作用する点を批判し、税制控除や割当雇用制度などが合理的配慮にとって代わるべきと提案する（Leonard 2005：62-63）。しかし、合理的配慮の権利性を肯定する研究者は、具体的な例を伴って伝統的な反差別原則も実は配慮を要求してきたことを立証し、反差別原則と合理的配慮は異なるものでなく、実質的かつ道徳的に共通点があるとして、合理的配慮の憲法上の正当性を導き出すことに成功している（Jolls 2001；Bagenstos 2003）。

5. 考察

合理的配慮の憲法上の正当性を否定する学説は、伝統的な反差別原則である「異なる影響・効果」差別や「異なる取扱」差別の一部にも実は属性を考慮に入れることが含まれており、配慮を要求していることについてまで考察が及んでいない。「別異取扱＝憲法上の整合性がない」と結論を出すことは安直すぎ、肯定派の学説に対抗することは難しいだろう。別異取扱の禁止と属性に基づく配慮という相反する概念を両方明示規定している ADA だからこそ、これまで絶対的であった均等取扱原則が不十分であったことを証明し、障害者の生活を変えることを期待するだけでなく、最終的に他の平等問題を解決する際に役割を果たすことができよう。合理的配慮を憲法上の権利とする今後の判例変更が期待される。

文献 詳細は当日配布資料参照（以下、本要旨で言及した文献）

- ・ Bagenstos, Samuel R. (2003) 'Rational Discrimination', Accommodation, and the Politics of (Disability) Civil Rights", 89 V.A. L. REV., 825-923.
- ・ Eichhorn, Lisa (2002) Hostile Environment Actions, Title VII, and the ADA: The Limits of the Copy-And-Paste Function, 77 WASH. L. REV., 575-638.
- ・ Jolls, Christine (2001) Antidiscrimination and Accommodation, 115 HARV. L. REV., 642-699.
- ・ Leonard, James (2005) The Equality Trap: How Reliance on Traditional Civil Rights Concepts Has Rendered Title I of the ADA Ineffective, 56 CASE W. RES. L. REV., 1-63.
- ・ Schwab, Stewart and Steven Willborn (2003) Reasonable Accommodation of Workplace Disabilities, 44 WM. & MARY L. REV., 1197-1284.

ⁱ Board of Trustees of University of Alabama v. Garrett, 531 U.S. 356 (2001).